

第百八十五回国
参議院
文教科学委員会
會議録第三号

平成二十五年十一月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十一日

辞任

堀内 恒夫君

矢倉 克夫君

十一月十二日

辞任

羽生田 俊君

山口那津男君

十一月十三日

辞任

斎藤 嘉隆君

那谷屋正義君

十一月十四日

辞任

石橋 通宏君

風間 直樹君

藤田 幸久君

十一月十五日

辞任

江崎 孝君

十一月二十日

辞任

大島九州男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

丸山 和也君

石井 浩郎君

橋本 聖子君

石橋 通宏君

柴田 巧君

委員

上野 通子君

中曽根弘文君

二之湯武史君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

斎藤 嘉隆君

櫻井 充君

那谷屋正義君

藤末 健三君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

松沢 成文君

田村 智子君

藤巻 健史君

下村 博文君

西川 京子君

美濃部寿彦君

事務局長

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸山和也君)

ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、大島九州男君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に石橋通宏君を指名いたします。

○委員長(丸山和也君) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在の法律は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、平成二十二年に制定されたものでありますが、その施行後において、低所得世帯の生徒について高等学校教育に係る経済的負担が十分に軽減されておらず、特に、私立高等学校の低所得世帯の生徒には、授業料を中心に依然として負担が大きい状況にあります。

このため、低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公私間の教育費格差の是正を図る必要があります。

第一に、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、私立高等学校の生徒と同様に、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金の支給の対象とすることとしております。

第二に、保護者等の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金の支給により保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、高等学校等就学支援金を支給しないこととしております。

第三に、この法律案の施行前から引き続き高等学校等に在籍している生徒については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設けることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

業料の不徴収及び」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九十一の項及び別表第二の百十三の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第六の次に三号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

平成二十五年十一月二十六日印刷

平成二十五年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D